



鳥取県公報

平成17年11月18日(金)
第7739号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (850) (西部総合事務所県民局) 1
	青少年に有害な図書類の指定 (851) (協働推進室) 2
	都市計画の変更予定 (852) (景観まちづくり課) 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (853) (") 3
	土地改良事業の同意 (854) (耕地課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (855) (森林保全課) 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (75) 4
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ... 4

告 示

鳥取県告示第850号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年1月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年11月18日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成17年11月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人西日本マルベリークラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

太秦 照雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市両三柳255 - 5

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、わが国の近代化に当たって、その原動力としての役割を果たしてきた養蚕業が現在では著しく衰退した事を深く憂慮し、カイコに関する生物学的研究や生糸に関する科学的研究等の最新の成果を踏まえて、国内の各地域に残されている養蚕・生糸・織物等に関連する多様な文化的・芸術的伝統を有機的に連結して、

新しい「カイコ文化」を創造し、広く国内外に普及することによって、地域経済活動の活性化を図り、学術・文化・芸術の振興を図ることを目的とする。

鳥取県告示第851号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定 番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7014	雑誌	お尻倶楽部 vol. 78 2005年11月号	雑誌 02299 - 11	三和出版株式会社
7015	"	好きにしてッ！モモ組	雑誌 67785 - 93	富士美出版株式会社
7016	"	口りぞり vol. 04	雑誌 68293 - 35	マイウェイ出版株式会社
7017	"	ハレンチ女学院	雑誌 68293 - 44	"
7018	"	爆裂ハプニング vol. 4	雑誌 68913 - 37	雄出版株式会社
7019	"	アップル写真館 11月号 vol. 193	雑誌 11459 - 11	株式会社大洋図書
7020	"	熱写ボーイスペシャル 12月号 No. 183	雑誌 07055 - 12	株式会社東京三世社
7021	"	別冊 comic 人妻熟女ざかり	雑誌 07913 - 11	株式会社桃園書房
7022	"	これが本当！人妻のH話	雑誌 18764 - 12	株式会社パウハウス
7023	"	電車痴女	雑誌 17832 - 12	英知出版株式会社

鳥取県告示第852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成17年11月18日から同年12月2日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成17年12月2日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画米子流通業務団地
- 2 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分 米子市今在家字向谷田
変更する部分 米子市流通町

鳥取県告示第853号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、北栄町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
大栄都市計画下水道 大栄町公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第854号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業下木原地区農業用道路）について、平成17年11月11日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第855号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川403の1から403の3まで、405の1、405の2、用瀬町川中文字モチデ729、字六郎木谷756の1、756の4、756の5、756の24、761の1、用瀬町安蔵字財ノ谷1101、1101の1、1102の1、字蛇ノ谷1103の1、1104の1、1105の1、字杖ヶ谷上1106、1107の1、1107の13、1108
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第75号

平成17年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年11月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成17年11月22日(火) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題

- (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
- (2) その他

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成17年11月1日付鳥取県告示第815号)の内容
(告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字瀬戸池谷2144の1
横山 時則	〃

金本 寿一	〃
山田 能平	〃
山本 節雄	〃
上田 護	〃
杉谷 忠	〃
竹内 照雄	〃
藤原 武男	〃
保田 辰蔵	〃
牧田 一紀	〃
牧野 喜友	〃
牧野 幸利	倉吉市関金町関金宿字瀬戸池谷2144の3
保田 辰蔵	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2146の2
伊藤 善作	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2146の3
杉谷 忠	〃
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2148の1
伊藤 善作	〃
小川 洋志	〃
須田 健	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2148の2
伊藤 善作	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2148の4
杉谷 忠	〃
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2149の1
伊藤 善作	〃
小川 洋志	〃
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2150の1
伊藤 善作	〃
小川 洋志	〃
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2151の1
伊藤 善作	〃
小川 洋志	〃
保田 健二	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2151の2
保田 虎蔵	〃
伊藤 善作	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2153の1
杉谷 忠	〃
伊藤 善作	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2154の1
杉谷 忠	〃
伊藤 善造	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2154の2
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2155の1
伊藤 善造	倉吉市関金町関金宿字東平池谷2155の2
岡西 利夫	倉吉市関金町関金宿字西平池谷2223の1
蔵田 武	〃
田村 又イ	〃
藤井 憲明	〃
牧野 博	〃

岡西 利夫	倉吉市関金町関金宿字西平池谷2223の2
蔵田 武	〃
田村 又イ	〃
藤井 憲明	〃
牧野 博	〃
田村 又イ	倉吉市関金町関金宿字西平池谷2223の3
藤井 憲明	〃
岡西 利夫	倉吉市関金町関金宿字西平池谷2224の1
蔵田 武	〃
田村 又イ	〃
藤井 憲明	〃
牧野 博	〃
岩倉 一二三	倉吉市関金町関金宿字西平池谷2224の6
金光 勝子	倉吉市関金町関金宿字大石谷2227
山本 勲	〃
蔵田 文雄	〃
藤原 勇治	〃
平井 伸也	〃
加藤 肇	倉吉市関金町関金宿字大石谷2231の1
加藤 裕明	〃
伊藤 善作	倉吉市関金町関金宿字大石谷2231の2
杉谷 忠	〃
伊藤 善作	倉吉市関金町関金宿字大石谷2232の1
杉谷 忠	〃
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字大石谷2232の2
横山 時則	倉吉市関金町関金宿字大石谷2232の3
植森 文康	〃
牧田 皓司	〃
加藤 肇	倉吉市関金町関金宿字大石谷2232の4
加藤 裕明	〃
藤原 勇治	倉吉市関金町関金宿字小松尾2389の3
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字小松尾2390の1
山本 節雄	〃
藤原 武男	倉吉市関金町関金宿字小松尾2390の2
加藤 肇	倉吉市関金町関金宿字上割2395の1
金田 好弘	〃
上田 護	倉吉市関金町関金宿字上割2395の3
加藤 肇	倉吉市関金町関金宿字上割2396の1
金田 好弘	〃
上田 護	倉吉市関金町関金宿字上割2396の3
山田 能平	倉吉市関金町関金宿字上割2397の1
竹内 照雄	〃
藤原 武男	〃

牧田 倫子	〃
上田 護	倉吉市関金町関金宿字上割2397の4
〃	倉吉市関金町関金宿字上割2398の3
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字上割2399の1
牧野 喜友	〃
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字上割2400の1
牧野 喜友	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、関金町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

